

令和6年度 除雪計画書

新潟県 妙高市

1. 目的

「妙高市雪国の生活を明るくする条例」の趣旨に基づき、市と市民が互いに協力し、国・県道の除雪と連携を図りながら、主要幹線をはじめとする市道を、機械除雪を中心に融雪施設を併用して冬期間における交通を確保し、地域産業の振興と市民生活の安定を図る。

また、「自らの雪は自らの責任と負担において処理する」という基本原則を守り、各組織を通じ相互の協力のもとに実施する。

2. 除雪の実施体制

(1) 除雪路線実施分担及び体制区分

次の状況により体制区分の決定をする。

平常体制	除雪対策本部が設けられ、終日確保路線から第3種路線まで計画通り除雪が行われている場合
警戒体制	観測所の積雪深が警戒積雪深に達した場合で、除雪状況、降雪状況等を勘案して、本部長が決定する。 (警戒積雪深：新井消防署 2.0m、妙高支所 2.5m、頸南消防署 3.0m)
緊急体制	観測所の積雪深が警戒積雪深を大幅に超え、さらに降雪が見込まれる場合で、主要幹線の除雪状況、降雪状況を勘案して、本部長が決定する。

◎豪雪対策本部の設置

警戒体制への移行後において、道路の除雪状況、並びに今後の気象状況等により豪雪が予想されるとき、豪雪対策本部の設置を本部長が決定する。

◎豪雪災害対策本部の設置

豪雪対策本部の設置後、市災害救助条例が適用される場合、又は本部長が必要と認めたとき。

(2) 本部体制（令和6年11月16日から令和7年3月31日まで）

本部長	副本部長	広報、災害対策、公有財産管理、気象情報収集	総務課 企画政策課 財務課
		駐車場管理	観光商工課
		災害対策（雪崩、地すべり、土砂崩壊）、道路除雪	総務課 建設課
		ごみ収集、交通規制と指導	環境生活課
		給食物資確保、通学路対策、児童・生徒・園児への安全対策及び防疫対策	こども教育課

目的達成のため、次の実施体制により、除雪対策本部並びに支部を設け、交通確保に万全を図る。

◎平常時の場合

建設課に除雪対策本部を置き、集落・町内ごとに除雪対策支部を設け、積極的な支部協力のもとに除雪計画の推進を図る。

- ・本部長：副市長
- ・副本部長：建設課長
- ・支部長、副支部長：地域代表者（区長、町内会長等）

◎豪雪時の場合（警戒体制へ移行後）

除雪対策本部を豪雪対策本部に切り替え、本部を建設課から総務課に移行し、関係機関、団体の支援と各支部の協力のもと、的確な情報収集、要請措置等を行い、主要幹線の交通を確保する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長：市長 ・ 副本部長：副市長 ・ 支部長、副支部長：地域代表者（区長、町内会長等） |
|--|

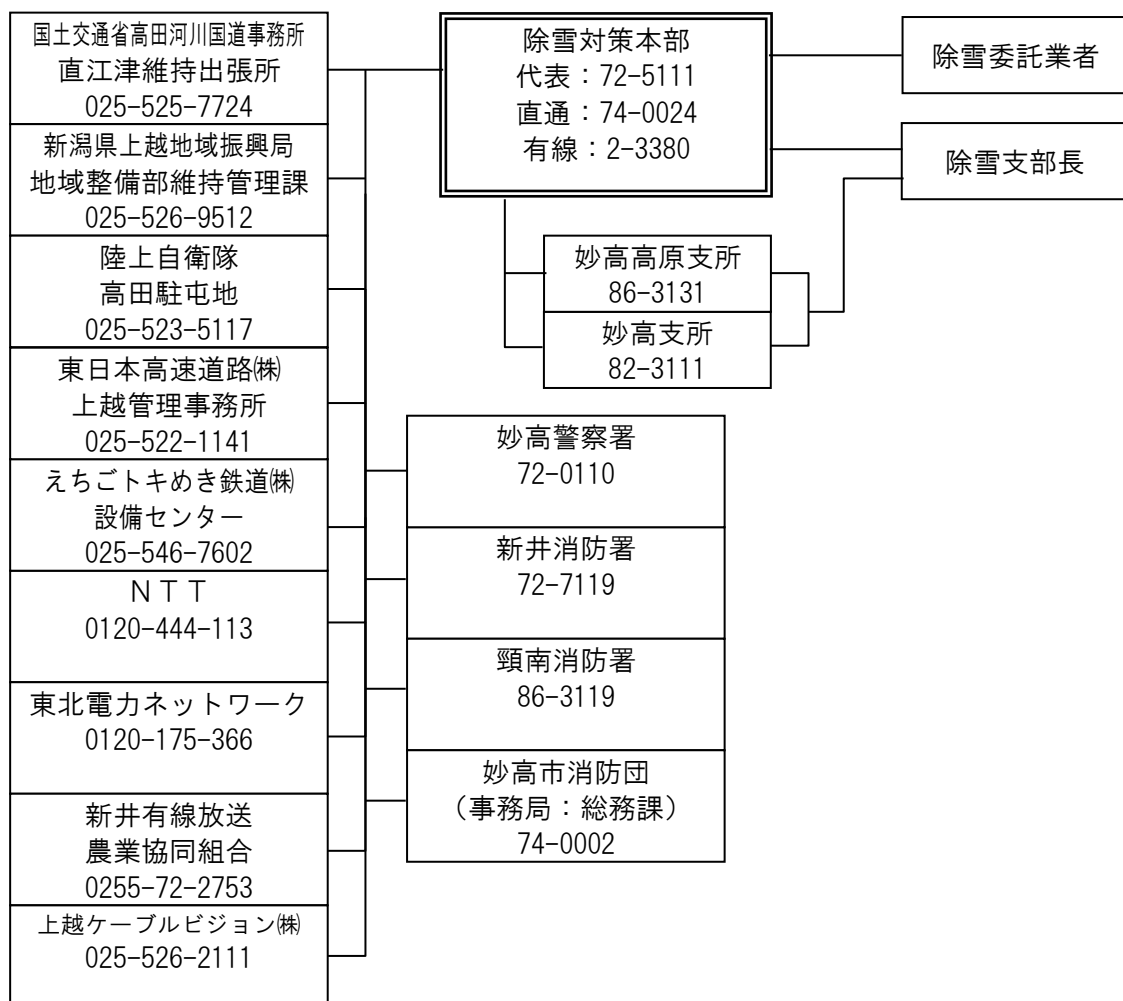
(3) 本部と各支部との情報連絡並びに協力事項

条例の趣旨に基づき、本部と各支部は、互いに協力し、除雪計画の推進するため、次の事項について徹底を図るものとする。

- ① 雪崩等による道路の全面通行止めなどが生じた場合は、支部長に連絡するとともに、防災行政無線及び有線放送等により周知徹底を図る。
- ② 各支部から本部・各支所への情報、連絡等は、必ず支部長を通じて行うことを原則とする。
- ③ 機械除雪を実施する路線の危険箇所、障害物等については、あらかじめ各支部において赤旗等の標識を立てること。（地域住民への徹底）
- ④ 除雪作業に支障がないよう、道路上に物を放置しないよう各支部において徹底を図ること。
- ⑤ 事故防止のため、作業中の除雪車には絶対に近寄らないよう関係住民に周知すること。
- ⑥ 事故災害等が発生した場合、直ちに本部へ連絡すること。
- ⑦ その他、除雪計画推進に必要な事項は、相互に情報交換を行う。

(4) 除雪連絡系統

次の除雪連絡系統にもとづき、的確な情報の収集と相互の連絡をはかり、交通確保に万全を期す。



3. 除 雪

(1) 道路除雪

①機械除雪基準

機械除雪を行う路線は、「除雪ドーザによる作業が可能な市道（概ね幅員 3.5m以上）」で、次に該当するものとする。

- ア 集落単位で通勤・通学及び生活物資搬入出のために必要である路線
- イ 地域活動に必要な、集落間を連絡する路線
- ウ 公共施設があるなど、市として除雪を必要とする路線
- エ 集落から離れた路線で、3戸以上で生活実態がある路線
- オ 押出し場所・排雪場所の確保が可能な路線
- カ 起点・終点のどちらか、又は両方が除雪路線に接続する路線
- キ その他、市長が特に必要と認めたもの

②除雪の種類

種類	内容
新雪除雪	新たな積雪が 10 cmに達した場合、新雪を路側等へ除去し、道路交通を確保する。
路面整正 圧雪処理	路面に残雪・圧雪があり、気温の変化等により放置すると交通に支障をきたすと判断された場合に、残雪や圧雪の除去を行う。
拡幅除雪	連続した除雪作業により路側の雪がせり出し、交通困難を引き起こすと判断された場合、路側の雪の除去を行う。
運搬排雪	除雪により堆雪・排雪場所が満杯となった場合、また、拡幅除雪にあたり路側が高く除去ができない場合に、雪捨て場への運搬排雪を行う。
凍結防止剤散布	降雪の有無に関わらず、路面が凍結し交通障害の発生が予測される場合、急勾配・急カーブなど支障となる区間に凍結防止剤の散布を行う。

③作業時間等

種類	内容
早朝除雪	降雪による新たな積雪が 10 cmに達した時点で除雪作業を開始し道路交通を確保する。除雪作業の時間は、新井・妙高地域は午前 7 時、妙高高原地域は午前 6 時 30 分までに完了することを基本とする。
日中除雪	降雪による新たな積雪が 10 cmに達した時点で除雪作業を開始し道路交通を確保する。除雪作業の時間は、全地域午後 5 時までに完了することを基本とする。

④道路除雪格付及び作業基準

種類	指定基準	作業基準
終日確保路線 (特殊路線)	市街地における道路の内、排雪運搬路として指定する道路及び市街地への乗入れのため特に指定する道路	大雪警報発令下、豪雪となっても午前 7 時から午後 7 時まで 1.5 車線(5m)を確保する。その他の時間帯も終日 1 車線確保を原則とする。
終日確保路線	国道又は県道を結ぶ重要な幹線道路であり、終日通過交通量が多い道路	大雪警報発令下、豪雪となっても終日 1 車線確保を原則とする。
第 1 種路線	人口の密集地と国道又は県道を結ぶ道路、工業等産業集積地域内の道路及び豪雪に対応するため特に指定する道路	2 車線の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。

種類	指定基準	作業基準
第2種路線	国道、県道及び1種路線に接続し、人口密集地内において重要路線として指定する道路	必要な幅員確保を原則とし、状況によっては1車線幅員で待避所を設ける。
第3種路線	国道、県道、1種路線及び2種路線に接続し、人口密集地の骨格を成す道路並びに利用者がある道路の内、除雪作業の安全が十分確保される道路。また、幅員が狭く堆雪場所がない等、除雪作業の困難な道路及び利用者が少ない道路	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とするが、警戒体制に移行した場合は一時除雪を中止する区間がある。
融雪期の除雪		道路幅員が狭く危険箇所、障害物等が多く存在する路線、並びに機能重複する路線又は特に冬期生活に必要と認められない等の路線については、融雪期に実施する。

※指定区分の除外

除雪路線として特殊路線～第3種路線まで指定区分し除雪するものであるが、路線により砂利道延長の多いところで雪を道路敷外へ押し出すことができない路線(土地所有者の反対、又は融雪後における砂利処理の地域協力のできないところ等)にあつては、支部長と協議し除雪計画の格下げ、もしくは除外することができる。

除雪路線の内、それぞれの体制下であっても、道路事情等により除雪が困難になった場合は、支部長と協議し除雪を中止することがある。

(2) 歩道除雪

①機械除雪基準

機械除雪を行う路線は、「歩道用除雪機械による作業が可能な歩道」で、次に該当するものとする。

ア 学校・公共施設に通じており、交通量が多く、特に歩行者の安全確保が必要と認められる路線

イ 公共施設があるなど、市として除雪を必要とする路線

ウ その他、市長が特に必要と認めたもの

②除雪の種類

種類	内容
新雪除雪	新たな積雪が10cmに達した場合、新雪を路側等へ除去し、道路交通を確保する。
運搬排雪	除雪により路側が高く除雪ができない場合に、雪捨て場への運搬排雪を行う。

③作業時間等

種類	内容
早朝除雪	降雪による新たな積雪が10cmに達した時点で除雪作業を開始し道路交通を確保する。除雪作業の時間は、新井・妙高地域は午前7時、妙高高原地域は午前6時30分までに完了することを基本とする。
日中除雪	降雪による新たな積雪が10cmに達した時点で除雪作業を開始し道路交通を確保する。除雪作業の時間は、全地域午後4時(小・中学校周辺は午後3時30分)までに完了することを基本とする。

4. 冬期間における河川等の利用計画

河川、用水等の利用にあたっては、ときに事故の発生源となるので、利用計画を立て、これら施設の利用を図るものとする。

(1) 河川

本部において排雪箇所（矢代川橋上流右岸、新保橋下流左岸、一之橋上流左岸など）を指定する。

(2) 用水

用水は、大字の管理であり、地域において自主的に組織を設け管理運営を行い、投雪方法や水配分についてのルールを確立し、水害発生を未然に防止するものとし、特に次の事項を厳守すること。

ア 除雪機械等による直接排雪及び屋根からの直接投入をしないこと。なお、水害等のおそれがあるとき又は水害等緊急事態が発生した場合には、本部は直ちに各組織と協議して雪捨ての日割り・時間配分を変更することがある。

イ 規制時にはそれぞれの地域において、雪捨て場所に赤旗を立てて周知するものとする。

5. 道路以外の公共施設の除雪計画

公共施設の除雪にあたっては、利用者の安全を十分確保できるよう実施するものとする。

市管理の駐車場については、日中確保を原則とするが、警戒体制下あつては、道路除雪等の状況をみて実施する。また、夜間駐車のある場合は、駐車場の確保ができないため、放置は認めない。

なお、警戒体制の場合にあつては、道路交通の円滑化をはかるため、マイカー利用者の自粛を要請することがある。

6. 消雪パイプ、流雪溝の管理計画

流雪溝・消雪パイプの設置されている地域においては、それぞれの施設の適正な利用を図るため、各地域において利用運営計画を定めるものとする。

特に流雪溝の管理運営は、流雪溝管理組合が行うものとし、必要に応じて投雪規制を行い溢水災害の防止を図るものとする。

7. その他

(1) 冬期交通規制と指導

①交通規制の実施

冬期間の除雪計画の推進をはかるために警察署と協議し、除雪路線にあつては駐車禁止の措置をとる。なお、幅員の狭い除雪路線においては、交通の円滑化を図るため一方通行や大型車通行止め等の規制を併せて実施する。

②交通指導の取締りと強化

除雪路線における違法駐車車両および放置車両に対して指導と取締まりの強化を行う。なお、違法駐車、放置車両のある路線については、当日の除雪作業を行わない。

(2) 情報収集体制

①気象観測

新潟地方気象台やその他降雪観測機関との連絡、道路パトロールの実施により、降雪の予測体制を図る。

②道路交通・除雪状況

除雪委託業者を通じ、オペレータによる状況の把握を行うとともに、道路パトロールの実施及び市職員による道路モニターを実施し、また、除雪支部長による道路・除雪状況の確認により情報収集を行う。

(3) 住民協力のための広報活動

妙高市雪国の生活を明るくする条例の趣旨を含め、除雪に対する理解と協力を広く啓発する。また、市広報紙、ホームページを活用し、情報提供を行う。

(4) 雪情報の公開

市ホームページに「雪・交通情報」を掲載し、情報提供を行う。また、除雪機械へのGPS端末設置による除雪進捗状況を、市ホームページで公開する。